

早急に対応すべき課題について

1 基本的考え方

デジタル・ネット社会において、著作権法はビジネス法としての性格を一層強めつつあり、少なくとも新たなビジネスの創造を著作権法が阻害することがあってはならない。デジタル・ネット社会のメリットを享受するために対応すべき課題には様々なものがあるが、国際競争がますます激化する中、イノベーション(技術革新等による新たな価値の創造)の創出に関して我が国に許される時間的猶予はない。このため、イノベーション創出に関連する以下の課題について、早急に取り組むべきである。

- (1) 検索サービスの適法化
- (2) 通信過程における一時的蓄積の法的位置付けの明確化
- (3) 研究開発に係る著作物の利用の円滑化
- (4) コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングの適法化

2 課題認識

(1) 検索サービスの適法化

- ネット検索サービスは利用者が多種多様な情報の中から必要なコンテンツを選び、アクセスすることを可能とする機能であり、情報社会における基盤的な役割を果たすものである。また、検索サービスで得られる利用者の消費動向を踏まえた広告手法の多様化や、大規模サーバーの設置等による経済的な波及効果も期待できる。さらに、利用者の個別のニーズにきめ細かく応じた新たな検索サービスの創出に向けた研究開発も行われている。
- しかし、我が国においては、サーバーへの情報の収集・格納等の行為が著作権法上の複製等に該当するおそれがあるため、事業者は法的リスクを避ける観点から海外のサーバーを利用せざるを得ない状況となっており、円滑な事業活動に支障が生じている。また、新たな検索サービスについても著作権侵害のリスクをおそれ、フェアユース規定のある米国での事業展開を優先する動きがある。
- このため、我が国における検索サービスの円滑な事業展開や新たな検索サービスの創出を促進するため、検索サービスに必要な複製、翻案又は公衆送信を行うことができるよう早急に法的措置を講じるべきである。

【参考】

検索エンジンの法制上の課題については、文化審議会著作権分科会が昨年10月に公表した中間まとめにおいて、以下の論点等について早急に結論を得るとともに、「著作権者の権利との調和と安定的な制度運用に配慮しながら権利制限を講ずることが適当」との方向性が示されており、引き続き同審議会において検討を行っているところ。

- ・ 権利制限の対象範囲をどのように画定するのか
- ・ 権利者が検索対象となることを拒否した場合の対応
- ・ 違法複製物への対応

(2) 通信過程における一時的蓄積の法的位置付けの明確化

- 日本は世界最高水準の情報通信環境を有しており、これら環境を活かした新規事業の創出が期待されている。
- しかし、コンテンツの配信等に係るネットワークの経路における中継サーバー（キャッシュサーバー）への蓄積やコンピュータ内の主記憶（RAM¹）への蓄積など、コンテンツ流通に伴う一時的な蓄積が著作権法上の複製に該当するおそれがあり、新しいサービスを提供する際の不安定要因となっている。
- このため、機器利用時・通信過程における一時的蓄積についての複製等の法的課題を包括的に解決し、新規産業創出を促進する法的環境を整備すべきである。

(3) 研究開発に係る著作物利用の適法化

- 科学技術によるイノベーションの創出を促進するためには、研究開発活動を充実させることが不可欠である。
- 特に、高度情報社会の下、取り扱われる情報量が爆発的に増大する中、自ら望む情報を容易に取り出す等のため、映像・画像解析、テキスト解析等の基盤的技術が重要となっている。これらの技術に係る研究開発を行うためには、放送番組に係る情報やウェブ情報等の膨大な情報を蓄積・改変することが必要となる。
- しかしながら、このような行為は、著作物の本来の利用とは異なるものであり著作権者の正当な利益を害するおそれは少ないと考えられるにもかかわらず、著作権法上の複製・翻案に当たるおそれがあるため、実際の研究開発活動に相当程度萎縮効果が働いている。
- 他方、米国においてはフェアユース規定に基づき一定の範囲内における研究開発目的の権利制限が認められており、英国においても研究目的の権利制限の対象範囲の拡大が検討されている。このため、現状を放置したままでは、我が国著作権法上の制約が我が国の国際競争力の低下を引き起こしかねない。

¹ Random Access Memory; コンピュータの内部記憶装置

- 以上のことから、著作権者に及ぼす影響にも配慮しつつ、研究開発に必要な範囲において著作物の複製や翻案を行うことができるよう早急に法的措置を講じるべきである。

(4) コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングの適法化

- 技術の発展のためには、他者の製品を解析し、そこから技術を習得するリバース・エンジニアリングが不可欠である。このため、産業財産権法制ではリバース・エンジニアリングに必要な権利制限について規定している（特許法第69条第1項等）。
- しかしながら、コンピュータ・プログラムについては、リバース・エンジニアリングの過程で生じる複製や翻案が著作権法侵害に当たるおそれがあるため、プログラムの脆弱性の発見・修正のためのプログラム解析等に相当程度の萎縮効果が働いている。
- 他方、欧米においては、フェアユース規定等に基づき、相互接続性確保のためのリバース・エンジニアリングは権利侵害に当たらないとされ、かつ、プログラムの脆弱性の発見・修正のためのプログラム解析も広く行われており、現状を放置したままでは、革新的ソフトウェアの開発や情報セキュリティ確保に当たって我が国の著作権法がその障害となりかねない。我が国の主要な情報産業事業者が加盟する（社）電子情報技術産業協会（JEITA）からも「知的財産推進計画2008」の策定に当たってリバース・エンジニアリングを広範に認めるべき²との意見が提出されている。
- このような状況を踏まえ、少なくとも相互接続性や情報セキュリティの確保のためのコンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングに必要な範囲において、その過程で生じる複製・翻案を行うことができるよう早急に法的措置を講じるべきである。

【参考】

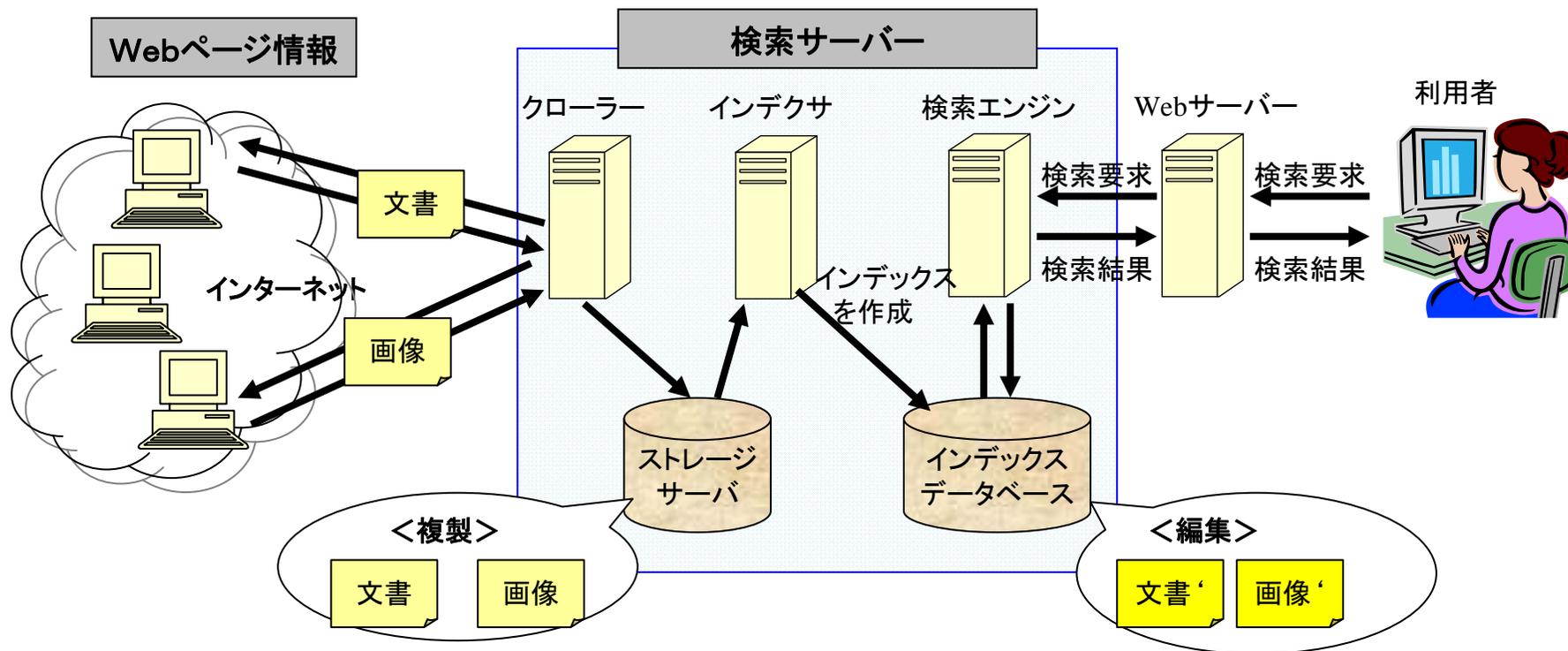
コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングについては、平成6年に文化庁から「コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議報告書一既存プログラムの調査・解析等について一」が公表されている。同報告書では、プログラムの調査・解析に伴う複製又は翻案を法的措置によって許容する必要性について、一部に否定する意見があったこと、また、必要性を肯定する意見の中にも許容する範囲に関し様々な意見があったことなどから、具体的な法改正の内容を提言するに至らなかった。同報告書では、本問題については「今後の国内外の状況の進展に応じ改めて検討を行うことが適当」としているが、その後検討は行われていない。

² 本年4月に「プログラムの研究・開発、性能の検証、バグの発見・修正、相互運用性確保等を目的として行う当該プログラムの複製・翻案を可能とするための権利制限規定につき積極的な検討がなされるべき」という意見が提出された。

早急に対応すべき課題

(1) 検索サービスの適法化

検索サーバーへの情報の収集・格納等の行為が著作権法上の複製等に該当する恐れがあるため、検索サービスの円滑な事業活動に支障

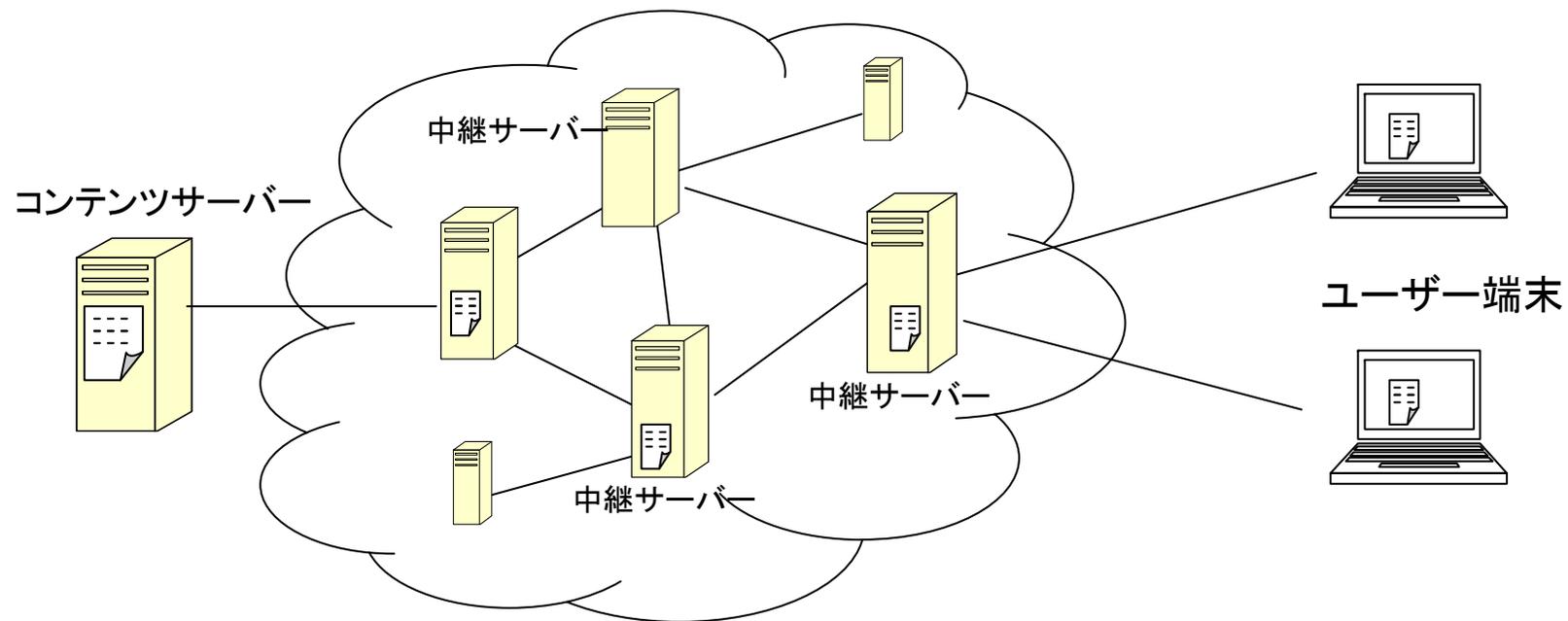


我が国における検索サービスの円滑な事業展開や新たな検索サービスの創出を促進するため、検索サービスに必要な複製、翻案又は公衆送信を行うことができるよう早急に法的措置を講じるべき

早急に対応すべき課題

(2) 通信過程における一時的蓄積の法的位置づけの明確化

中継サーバーやコンピューター内の主記憶(RAM)への蓄積など、コンテンツ流通に伴う一時的な蓄積が著作権法上の複製に該当するおそれがあり、新しいサービスを提供する際の不安定要因に。

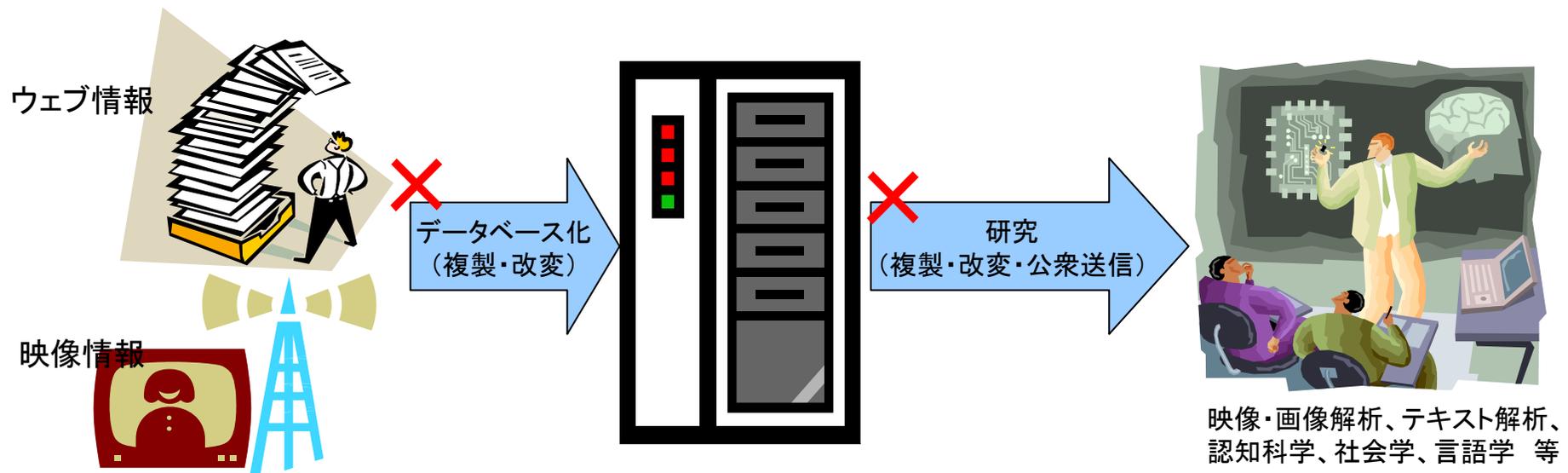


機器使用時・通信過程における一時的複製についての法的課題を早急に解決し、新規産業創出を促進する法的環境を整備すべき

早急に対応すべき課題

(3) 研究開発に係る著作物の利用の円滑化

映像・画像解析、テキスト解析等の技術は、高度情報化社会を支える基盤的技術。研究開発のために、放送番組に係る情報やウェブ情報等の膨大な情報を蓄積・改変する必要がある。しかしながら著作権法上の複製・翻案に当たる恐れがあるために研究開発活動に萎縮効果

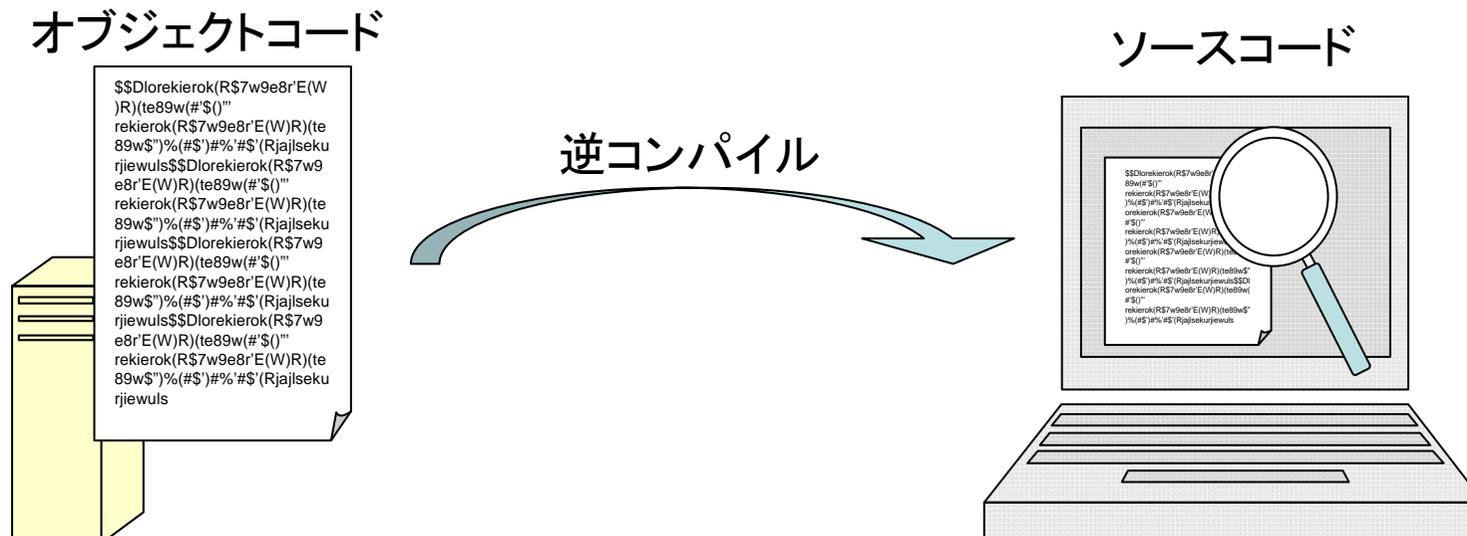


著作権者に及ぼす影響にも配慮しつつ、研究開発に必要な範囲において著作物の複製や翻案を行うことができるよう早急に法的措置を講じるべき

早急に対応すべき課題

(4) コンピュータ・プログラムのリバースエンジニアリングの適法化

技術の発展のためには、他者の製品を解析し、そこから技術を習得するリバース・エンジニアリングが不可欠。しかしながらコンピュータ・プログラムについては、その過程で生じる複製や翻案が著作権法侵害に当たるおそれがあるためにプログラム解析等に萎縮効果



コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングに必要な範囲において、その過程で生じる複製・翻案を行うことができるよう早急に法的措置を講じるべき